

『19～'20年版 合格ターゲット 1級FP技能士 特訓テキスト 学科』【正誤表】

該当ページ	該当箇所	誤	正
25	枠内下から1行目	・特別支給金は支給されない	・ボーナス特別支給金は支給されない
30	上から5行目	なるに至った日)。	なるに至った日)を離職の日とみなして計算される賃金日額に相当する額。
44	支給開始年齢図表 最下段	4月2日以前	4月2日以降
49	上から7行目	244月)	264月)
461	上から6行目～最下段	<p>相続財産 6,000万円(=相続開始時のプラス財産額)+1,500万円(特別受益たる生前贈与額)=7,500万円 妻:3,750万円 =7,500万円×2分の1(妻の法定相続分) 長男:375万円 =7,500万円×4分の1(長男の法定相続分)-1,500万円(長男の特別受益額) 次男:875万円 =7,500万円×4分の1(次男の法定相続分)-1,000万円(次男の特別受益額)</p>	<p>相続財産 6,000万円(=相続開始時のプラス財産額)+1,500万円(特別受益たる生前贈与額)+1,000万円(特別受益たる生前贈与額)=8,500万円 妻:4,250万円 =8,500万円×2分の1(妻の法定相続分) 長男:625万円 =8,500万円×4分の1(長男の法定相続分)-1,500万円(長男の特別受益額) 次男:1,125万円 =8,500万円×4分の1(次男の法定相続分)-1,000万円(次男の特別受益額)</p>
466	「遺留分算定の基礎となる財産」の上から4行目	加算する贈与財産は、原則として相続開始前の10年以内に贈与	加算する贈与財産は、原則として相続開始前の1年以内に贈与